

## 愛宕家旧蔵文書の紹介

### はじめに

ここに紹介する愛宕家旧蔵文書は、大阪歴史博物館蔵・羽間文庫（羽間平安氏寄贈）に属する。羽間文庫は大坂町人天文学者・間重富（一七五六～一八一六）とその子孫に関わる資料を中心に、羽間家により近代に収集された様々な関連史料を含み、天文・曆学史研究上の宝庫といふべき一大資料群である。その中に「公卿諸侯墨蹟集」の題が付された函があり、おそらく羽間平三郎氏（一八九五～一九七二）の収集による公卿・諸侯の關係の文書類が収められている。

これまで大阪歴史博物館では、当函に含まれる文書群について十分に活用してこなかったが、平成二九年度から三〇年度にかけて行った悉皆調査により、ここには公家の愛宕家おたぎの旧蔵文書集が六冊含まれていることが判明した。東京大学史料編纂所蔵「愛宕家譜」によると、明治八年段階でこのような文書の存在は知られていない。また、中小公家の文書群がまとまって伝来することはめずらしく、朝廷研究などに裨益するところもあると思われるので、ここに紹介する次第である。

今和泉 大・木土 博成・佐竹 朋子・千葉 拓真

紹介にあたっては、末尾に目録を付し、あわせて各執筆による解題を付した。各章・目録の文責は以下の通りである。

はじめに（木土博成）

第一章、愛宕家旧蔵文書に見る愛宕家（佐竹朋子）

第二章、縁戚関係と同族結合（千葉拓真）

第三章、愛宕家旧蔵文書の概要（今和泉大）

目録（今和泉大）

なお、羽間文庫については、『大阪歴史博物館所蔵 羽間文庫古典籍・古文書目録』（科学研究費成果報告書、二〇〇六年）、および同書所収の「解題」（井上智勝氏執筆）を参照されたい。

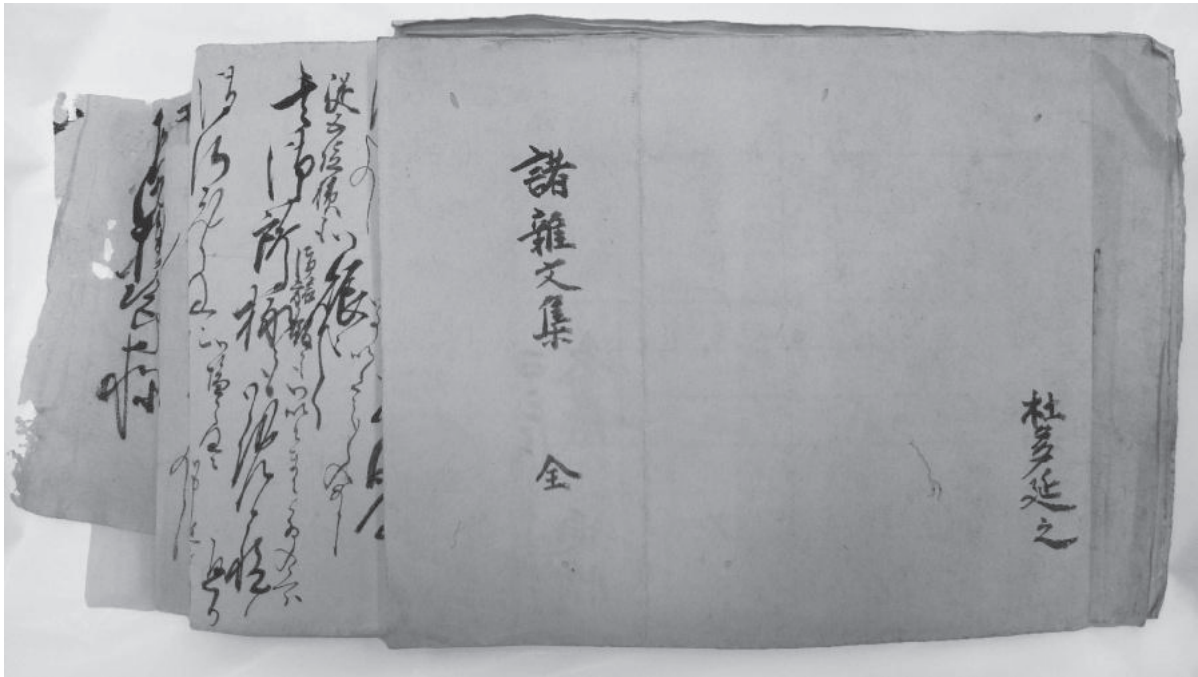


写真1 「諸雑文集 全」 目録No.258～336

### 第一章、愛宕家旧蔵文書に見る愛宕家（佐竹）

#### ①公家社会における愛宕家の位置

本章では、愛宕家について概説しながら、愛宕家旧蔵文書から明らかとなる愛宕家の特徴について述べていく。愛宕家旧蔵文書の概要については、第三章において今和泉大氏が取り上げる。

愛宕家は、岩倉具堯の息子である彦山座主有清の息子通福が、中村通純の猶子となり、正保四年（一六四七）に設立された家である。村上源氏一門に属する中院家の傍流で、家格は羽林家、家領は一三〇石である。

村上源氏一門は、一〇家からなる同族集団で、嫡流は久我家、久我家の庶支流に中院家と六条家があり、この三家は旧家である。また、久我家の庶流である岩倉家・久世家・東久世家・梅溪家、岩倉家の傍流である千種家、中院家の傍流である愛宕家、千種家の傍流である植松家は、新家である（橋本二〇一〇）。

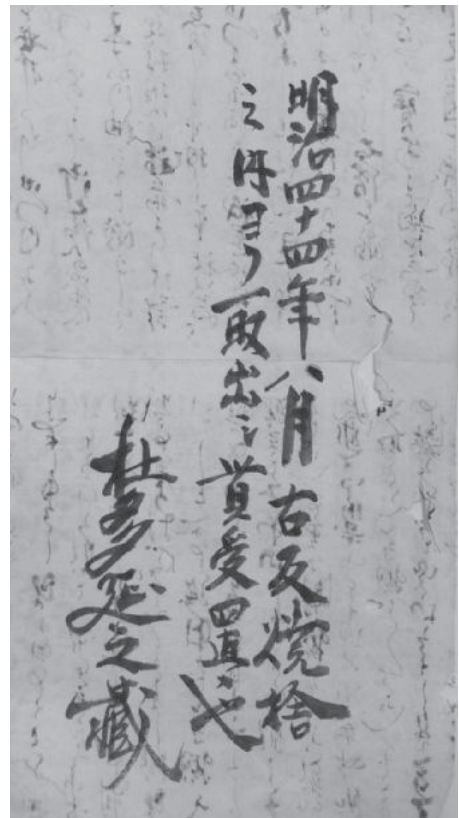


写真2 「文書綴」(1)の表表紙の裏面 目録No.66

江戸時代末期、公家の家数は一三八家あり、江戸時代以前に設立された旧家は六六家、江戸時代以降に設立された新家は七二家（一代や数代で絶家になった家は除く）あった。そして、新家のうち、享保期までに設立された家は、六六家以上あったという（橋本二〇一〇）。以上のように新家が設立された理由は、霊元天皇在位中に至っては、後水尾院・明正院・後西院と三つの院御所が存在するなど御所の群立に対応して、幕府が新家の増設を許容したからである（山口一九九八）。愛宕家も、そのような事情の中で設立された新家であろう。

一方、公家社会には、古代から幕末に至るまで、摂関家と公家が主従関係を結ぶ、家礼という独特の編成原理が存在した。特に江戸時代の家礼関係は、公家に対する摂関家の強力な統制でもあり、多くの公家は摂関家と家礼関係を結んでいたのである。そして、公家は、摂関家と家礼関係を結ぶことで受けられる三つの恩典があった。すなわち、

1. 家礼に対してのみ摂関家が所蔵する記録類の利用を許可し、宮廷儀式における方法の指南や和歌の指導を行う。
  2. 家礼の官位・官職の昇進について執奏を行う。
  3. 家礼の子息の元服について許可を与える、
- である。では、家礼である公家が主家である摂関家に対して行った奉公は、いかなるものであったのかというと、

1. 主家当主の年始・奏慶・拝賀などに際して、参内への扈従を行う。
  2. 主家で催される文学・芸能などの種々の会への参仕が求められる、
- である。つまり、摂関家の家礼になることは、待遇は全くの家来であったため、公家にとって家礼となることは、不名誉な性格を帯びたものであった。ただし、村上源氏一門において、家礼関係を結んでいたのは、岩倉・

梅溪・植松家のみであり、嫡流である久我家は、享保期の一時期に近衛家と家礼関係を結んでいたが、すぐに解消した（松澤一九九四）。

実は、一三八家ある公家のなかで、家礼関係を結ばなかったのは、一五家程であり、この一五家のなかに、村上源氏一門の久我家・中院家・六条家・久世家・東久世家・千種家・愛宕家が含まれていた（松澤一九九四）。つまり、村上源氏一門の公家一〇家のうち、七家が摂関家と家礼関係を結ばなかったのだが、それは摂関家と家礼関係を結ぶことによって与えられる三つの恩典がなくとも困らなかつたからだと考えられよう。その理由の一つとして、村上源氏一門において、相互扶助的な同族結合が存在していたことが挙げられる。

例えば、愛宕旧蔵文書には、中院通古が愛宕通敬へ送った書状が所収されており、本書状には、烏帽子破損の修理について、先例などから色々と勘処に差し支えるため面会したいとある（No.153〔書状〕）。つまり、通古が通敬へ装束の一つである烏帽子の修理についての問い合わせを行っていたのである。また、中院通枝が記した日記の寛保二年（一七四二）八月四日条の抜き書きが所収されているが、通枝の日記には、参議であった八条隆英から同じく参議であった通枝に宛てられた書状が写されており、書状には、八月五日に催される法楽があるため、禁裏小番に参らずともよいとある（No.193〔中院通枝卿日記抜書〕）。つまり、愛宕家から中院家へ法楽が行われた日の禁裏小番の参勤について問い合わせたのであろう。

中院家は、近世初期の当主である中院通勝が細川幽斎から古今伝授を受け、さらに、『源氏物語』の注釈書である『岷江入楚』を完成させるなど、歌道と古典学に優れており、有職故実を家業とする家であった（橋本二〇〇〇）。そのため、村上源氏一門は、宮廷儀礼の作法については、摂

関家に頼らずとも中院家を中心として同族内で助け合うことが出来たことが考えられるのである。なお、第二章において、千葉拓真氏が、愛宕家旧蔵文書より、愛宕の縁戚関係と同族結合について概観する。

## ②愛宕家歴代当主と中院家

愛宕家の当主は、「愛宕家歴代当主一覽」にある通りである。初代通福の実父は彦山座主有清であるが、中院通純の猶子となって愛宕家の設立を許された。また、三代通貫の実父も彦山座主相有であるが、中院通躬の猶子となって愛宕家を継いだ。四代通敬は清閑寺治房の息男で愛宕通貫の養子となり、七代通祐は中院通知の息男で愛宕通典の養子となり、八代通致は庭田重基の息男で、通祐の養子となって愛宕家を継いだ。

木村修二氏は、江戸時代の公家社会における養子縁組の分析を通じて、公家は、同族的結合の枠組みを超える形で養子縁組が行われており（木村一九九四）、養子相続では家格の問題が重視されたと指摘した（木村二〇〇二）。木村氏の指摘を踏まえて、愛宕家の養子縁組を検討してみると、四代通敬は勸修寺一門である清閑寺から、八代通致は宇多源氏一門である庭田家からの養子であり、他の一門との養子縁組が行われていたことが明らかである。しかし、初代通福・三代通貫・七代通祐は、中院家の猶子となっており、もしくは中院家の実子が愛宕家を相続しており、四代通敬の実父清閑寺治房の正室は中院通躬の女であるなど、愛宕家の養子縁組は、中院家との結びつきが強いと言えよう。

愛宕家旧蔵文書には、残念ながら、愛宕家と中院家との関係を具体的に示す史料、もしくは、中院家当主が、愛宕家を継いだ実子に送った書状などは見当たらない。そのため、愛宕家が養子縁組を行う際、愛宕家の主流である中院家の意向が働いたのか、それとも、村上源氏一門としての意向

が働いたのかは明らかにならないが、愛宕家の養子縁組は、江戸時代の公家社会における養子縁組のあり方について検討できる事例の一つになる。

なお、初代通福は、女が靈元天皇の内侍となり、源内侍と称した。源内侍は、寛文一二年（一六七二）九月に寛隆法親王を出産しており、寛隆法親王は、天和三年（一六八三）八月に親王宣下があった後、仁和寺に入室得度した。そのためか、通福は、靈元天皇の「御年老衆」（後の議奏）を務めるなど（朝幕研究会編二〇〇五）、靈元天皇の信頼が厚かったのである。

愛宕家歴代当主一覽（『愛宕家譜』〈東京大学史料編纂所蔵〉・『系図纂要 新版第9冊上』〈名著出版、1991年〉から作成）

名前	生没年月日	実父	義父
1 通福	寛永11年（1634）11月14日～元禄12年（1699）9月8日	彦山座主有清	中院通純
2 通晴	寛保13年（1673）8月12日～元文3年（1738）10月2日	愛宕通福	—
3 通貫	元禄10年（1697）6月13日～明和1年（1764）閏12月19日	彦山座主相有	中院通躬→愛宕通晴
4 通敬	享保9年（1724）5月23日～天明6年（1786）9月1日	清閑寺治房	愛宕通貫
5 通直	延享4年（1747）11月28日～文化14年（1817）7月19日	愛宕通敬	—
6 通典	安永4年（1775）10月23日～天保10年（1839）11月2日	愛宕通直	—
7 通祐	寛政11年（1799）1月17日～明治8年（1875）12月2日	中院通知	愛宕通典
8 通致	文政11年（1828）2月27日～明治19年（1886）11月10日	庭田重基	愛宕通祐

## ③愛宕家旧蔵文書所収の和歌関係史料

愛宕家旧蔵文書には、和歌に関する史料が多く所収されており、特に、「詠艸及歌書類」(No.337〔表紙〕からNo.475〔詠草〕まで)のほとんどは詠草である。愛宕家当主が歌道に取り組んだ形跡を示す史料が多く所収されていることが、本文書の大きな特徴である。

江戸時代、公家が和歌を嗜むことは必須であった。なぜなら、元和元年(一六一五)七月、江戸幕府が定めた「禁中并公家諸法度」の第一条では、「天子諸芸能之事、第一御学問也(中略)和歌自光孝天皇未絶、雖為綺語、我國習俗也、不可棄置云々」(『大日本史料』第一二編之二二)と、天皇の務めは、学問が第一であり、また、和歌は綺語ではあるが、我國の習俗であるため棄ててはならないとあるからである(藤田二〇一八)。

特に後水尾天皇は、中世末期に近衛家・中院家・三条西家・鳥丸家などに伝えられた古今伝授を天皇家に集約して、天皇を頂点とする御所伝授へと再編していった。そして、桜町天皇は、伝授に先立って公家に誓状を提出させ、天皇と公家との間における師範と門弟との関係を強化する制度を創り上げたのである。さらに、後水尾天皇・靈元天皇・光格天皇は、堂上公家を門弟とした歌壇を經營した(松澤二〇〇七)。それら天皇の歌壇で活躍したのが中院家であり、中院通村は、後水尾天皇の歌壇で活躍し、通村の孫である中院通茂は、靈元天皇の歌壇の中心人物であった(橋本二〇〇〇)。そのため、中院家の傍流であり、なおかつ中院家から愛宕家の養子となって家を継いだ当主たちは、歌道に熱心に取り組んだことが考えられよう。

ただし、愛宕家旧蔵文書に所収された和歌関係の史料には、愛宕家当主のみならず、他家の当主や女性の詠草などが含まれている。特に久世家当

主の和歌に関する史料が多くある点は興味深い。

例えば、久世通根が飛鳥井雅重とやりとりした書状では、通根は雅重の添削を受けて改めた詠草を提出することを記しており、雅重からは詠草を拝見して返上する旨が記されている(No.84〔書状〕)。また、通根の息男久世通理と孫久世通熙については、寛政八年(一七九六)三月、通理が飛鳥井雅光へ差し出した、歌道を相伝されたことに対して、今後も歌道を習練していくことを神に誓った案文(No.100〔歌道誓状案文〕)と、天保三年(二八三三)一月二四日付で、通熙が飛鳥井雅光へ差し出した、歌道を相伝されたことに対して、今後も歌道を習練していくことを神に誓った案文(No.106〔歌道誓状案文〕)がある。他、飛鳥井雅光の息男飛鳥井雅久から通熙宛てられた書状では、兼題が連絡されている(No.117〔書状〕)。つまり、久世家当主は、和歌は、蹴鞠と和歌を家業とする飛鳥井家に入門していたことが明らかになるのである。しかし、本来、久世家が所蔵しているべきはずの文書が、なぜ、愛宕家旧蔵文書に所収されているのかについては、明らかにならない。

実は、愛宕家旧蔵文書には、和歌関係の史料に限らず、同じ村上源氏一門ではあるものの、他家の史料が多数所収されている。これこそ当文書最大の特徴であり、なぜ、同じ一門とはいえ、他家の文書が愛宕家旧蔵文書に所収されているのか説明していくことは、今後の課題となろう。

## 【参考文献】

- 木村修二「近世公家社会の「家」に関する一試論―養子縁組をめぐって―」(『史泉』七九号、一九九四年)
- 木村修二「近世公家社会の〈家格〉制―「撰家」と「清華家」を中心に―」(編者

藪田貫『近世の畿内と西国』清文堂出版、二〇〇二年

高埜利彦『江戸幕府と朝廷』（山川出版社、二〇〇一年）

朝幕研究会編『人文叢書1 近世朝廷人名要覧』（学習院大学人文科学研究所、二〇〇五年）

二〇〇五年）

橋本政宣『江戸幕府と公家衆の家業』（『国史学』一七二号、二〇〇〇年）（同『近世公家社会の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）に再録）

橋本政宣『公家事典』（吉川弘文館、二〇一〇年）

藤田覚「光格天皇をどうとらえるか」（飯倉洋一・盛田帝子編『文化史のなかの光格天皇 朝儀復興を支えた文芸ネットワーク』勉誠出版、二〇一八年）

松澤克行「近世の家礼について」（『日本史研究』三八七、一九九四年）

松澤克行「近世の天皇と学芸——禁中并公家中諸法度」第一条に関連して——（国立歴史民俗博物館編『和歌と貴族の世界 うたのちから』塙書房、二〇〇七年）

山口和夫「天皇・院と公家集団——編成の進展と近世朝廷の自律化、階層制について」（『歴史学研究』七一六号、一九九八年）（同『近世日本政治史と朝廷』（吉川弘文館、二〇一七年）に再録）

第二章、縁戚関係と同族結合（千葉）

本章では、愛宕家の縁戚関係と同族結合について概観する。同家は村上源氏の公家であり、英彦山座主有清の三男（岩倉具堯の孫）通福が中院通純の猶子となって新家として取り立てられたことに始まるが、その中で村上源氏を祖とする公家をはじめ、諸公家や武家、寺家などと縁戚関係を構築している。本節ではこうした諸関係を愛宕家旧蔵文書の目録（以下、目録）と照らし合わせながら見ていきたい。

### ①愛宕家の縁戚関係と交際について

まず公家・寺家との縁戚関係について概観する。目録を通覧すると、英彦山座主有誉と愛宕通貫との書状のやりとりが確認できる。先述のように、愛宕通貫は英彦山座主相有の末子であり（近藤一九九四）、有誉とはそうした血縁から関係を有したと考えられる。この他、同家は中院家や清閑寺家から養子を迎えている。これらの家の当主とやり取りされた書状も目録には散見される。また愛宕家からは、通貫の息女が倉橋有儀（綾小路俊宗子息）へ、そして通典の息女利子が梅園実好に嫁いでいる。倉橋との書状のやり取りは、目録からは確認できないものの、綾小路や梅園との書状のやり取りは散見される。ただし、英彦山座主有誉などの事例のように、頻繁なやり取りは目録からは確認できない。むしろ直接の縁戚関係を有さない諸公家とのやり取りが目録からは明らかとなる。愛宕家が縁戚関係にあった公家に限らず、多くの公家とのやり取りを通じて活動していたことがわかる。一方で、英彦山座主との書状のやり取りは、養子取組の前後に限られており、愛宕家の交際対象としては、通常のそれではなく、特殊な事例として理解すべきであろう。

続いて武家との縁戚関係について見ていく。まず目録を通覧すると、津和野藩主亀井矩貞と愛宕通貫との書状のやり取りが確認できる。愛宕家と亀井家の関係については、愛宕通晴（寛文一三（一六七三）〜元文三（二七三八））の息女が「為通貫卿子」、すなわち愛宕通貫（通晴の養子）の養女として飢肥藩主伊東修理大夫祐隆に嫁ぎ（『愛宕家譜』、『寛政重修諸家譜』）、祐隆の息女が津和野藩主亀井矩貞に嫁いでおり、愛宕家と伊東家および亀井家との書状のやり取りはこうした関係が背景にあったと考えられる。

愛宕通貫（元禄一〇（一六九七）〜明和元（一七六四））は宝暦九

(二七五九)年に権大納言となり、同一〇年に辞退している。亀井能登守矩貞は宝暦二年に家督を継いでおり、愛宕前大納言(通貫)と亀井能登守矩貞との間でやり取りされた書状は、書中見舞が四通、寒中見舞と火事見舞が各一通あるが、何れも宝暦一〇年から明和元年の間のものである。なお飢肥藩伊東家とも書状のやり取りがなされている。

また愛宕通直(延享四年(文化一四年)の正室は大和高取藩主植村家道(家長の父)の息女であり、『藩史大事典』、植村駿河守家長と愛宕通直は義理の兄弟の関係にある。植村家長とのやり取りされた書状も、こうした縁戚関係を背景としたものであると考えられる。

なお愛宕家旧蔵文書には、鍋島治茂から久世通根に宛てられた書状も含まれる。久世家は愛宕家と同じ村上源氏の公家であり、同族間のつながりから愛宕家に伝来したか、あるいは明治になり、愛宕家の文書廃棄時に混入したか、戸田が収集したものか、といった可能性が考えられるものの、伝来の経緯は不明である。

武家との書状のやり取りについては、公家とのそれと違い、直接の縁戚関係にある武家に限られている点にその特徴があり、内容も時候の挨拶など儀礼的な内容のものである。従って武家との交際も、愛宕家にとっては、恒常的なものではなく、縁戚関係の構築前後に限定されるものであったことがうかがえる。

一方で、縁戚関係にない武家とのやり取りもわずかであるが存在する。まず「口上書」(No.190)とある寺田喜三郎との間でやり取りされた文書である。これは今度即位につき、上京の使者寺田数右衛門より伝奏方へ頼み事があったために、愛宕家へ遣わされたものである。寺田家は新発田藩溝口家の呉服御用や京都聞役、京都留守居をつとめた家である(青山・浅井

二〇一四)。喜三郎を名乗ったのは政忠(文化元(安政三)と政得(天保七―?)の二名であるが、詳細は不明である。また「手扣」(No.191)という文書が、今度御即位祝儀のために差し登らせた使者を以て御機嫌伺いと贈答物の進上のために愛宕家へ遣わされている。この文書の端裏書には「伊達様手覚」、「本使完戸織部 大坂留守居安代遊人」、付属の紙片に「伊達遠江守使者 完戸織部」とあり、伊達遠江守(宇和島藩主)からの使者であったと考えられる。大名家が京都に使者を派遣する際、また京都留守居らを通じて朝廷に献上をする際、縁故のある公家に武家伝奏などへの取次や世話をする事例が明らかにされているが(笠谷一九八〇、千葉二〇一〇など)、愛宕家が新発田藩溝口家や宇和島藩伊達家などとそうした関係を有した可能性を示すものとして特筆される。

## ②村上源氏の同族結合

続いて村上源氏の同族結合と愛宕家について概観する。公家の同族結合は、直近の縁戚関係によって結ばれる関係とは異なり、共通の祖先を持つ公家の集団である。清水善仁氏は、四条流について検討を行う上で、こうした関係を公家一族と呼称している(清水二〇一二)。またすでに村上源氏の同族結合については、幕末政治史研究において、岩倉具視らを事例に、彼の政治行動の背景にある一族意識や政治的交渉ルートとしての機能などの側面が指摘されている(井上一九九一、仙波二〇一一など)。公家の同族結合に関する研究自体は、幕末期に関するものが比較的多くみられるものの、多くはなされていない、というのが現状である。特に幕末維新时期以前については、今後の研究が待たれる。その際、この愛宕家旧蔵文書は、村上源氏の同族結合の一端を示す史料となり得る。目録を見ると、中院や六条、久世など、村上源氏の公家(特に久世家が多い)とのやり取りが比

較的多く見られる。久世とは直接の縁戚関係はないが、久世家歴代との類繁なやり取りは、村上源氏の間にある同族結合が背景にあった可能性を指摘しておきたい。こうした点を含め、同文書群の検討を進めることが重要である。

### ③愛宕家と植松家・石山家

この文書群からは、縁戚関係や同族結合とも異なる、愛宕家と植松家や石山家との関係が見られる。この組み合わせは、幕府側とのやり取りの中で確認できる。例えば高家衆（前田信濃守・織田対馬守・由良播磨守・畠山紀伊守）から、公方様・御台様への御機嫌伺いのため、板倉佐渡守への書翰返上について書状が送られた際には、愛宕前大納言殿・植松前宰相殿・石山右兵衛督の三者へ宛てて出されている（No.136〔書状〕）。また禁裏附の田付筑後守（景林）・長田越中守（元舗）から送られた、高家衆より到来した白木状箱を進達する際の書状も、愛宕前大納言・植松前宰相・石山右兵衛督へ宛てられている（No.49〔書状〕）。この他にも、田付筑後守景林から、愛宕前大納言・植松前宰相・石山右兵衛督へ、高家より到来した書状一封が進達される際に書状が送られている（通番167〔書状〕）。また実際には送られなかったものの、老中（酒井左衛門尉・松平右近将監・秋元但馬守・井上河内守）へ前大樹公薨去につき、御台御方の御機嫌伺いのために書状を送る際にも、宛先は愛宕通貫・植松賞雅・石山基名の三者連名となっている（No.37〔書状〕）。

以上のように、老中や高家、禁裏付とのやり取りは、愛宕・植松・石山の三者連名が多い。愛宕家と植松家は村上源氏だが、石山家は藤原氏（北家中御門流）であり、同族間の結合とはいえない。愛宕家と植松家は知行取一三〇石（ただし寛文一一年以前は、禁裏御蔵から蔵米三〇石を支

給される）、石山家は蔵米取三〇石三人扶持（「石山家譜」には「家祿蔵米三十石拝領、年月不分」とあり、葉川基起には当初禁裏御蔵より蔵米三〇石、寛文一一年に新知一三〇石）、愛宕家初代通福は寛永二〇年叙爵（中院純猶子）、植松家初代雅永は寛文三年叙爵（千草有能子）、石山家初代師香は延宝五年叙爵（葉川基起子）であり、叙爵のタイミングはばらばらである。家格は何れも羽林家（新家）であり、蔵米取への取立のタイミングは不明だが、愛宕通福・葉川基起・植松雅永は、三室戸誠光、押小路公音と共に、寛文一一年三月一四日に徳川家綱から新知一三〇石を給されている（山口一九九八）。三家は同じ日に知行取になっており、こうした関係が背景となって、幕府側とのやり取りに際しては、愛宕・植松・石山の三者が連名で行うようになったと考えられる。ただし、同日に知行取となった三室戸や押小路との関係などについては未詳であり、今後の検討が必要である。

#### 【参考文献】

- 青山忠正・浅井良亮「新発田藩京都留守寺田家と旧蔵文書」『歴史学部論集』四、二〇一四
- 井上勲『王政復古』中公新書、一九九一
- 笠谷和比古「平松家文書解題」『史料館所蔵史料目録』三一集、一九八〇
- 近藤敏喬編『宮廷公家系図集覧』東京堂出版一九九四
- 清水善仁「幕末の「公家一族」」（尚友倶楽部・華族史料研究会編『四條男爵家の維新と近代』同成社、二〇一三）
- 仙波ひとみ「幕末政局のなかの天皇・朝廷」（明治維新史学会編『講座明治維新・千葉拓真「近世における武家領主の家督相続儀礼と朝廷」』『近世政治史論叢』東京

大学日本史学研究室、二〇一一

山口和夫「天皇・院と公家集団」『歴史学研究』七一一、一九九八（同『近世日本政治史と朝廷』吉川弘文館、二〇一七に再録）

### 第三章、愛宕家旧蔵文書の概要（今和泉）

当該文書群は、公家の愛宕家に伝来したと考えられる文書を中心としつつ、そこに上賀茂社家であった戸田氏の文書が合わさる形で構成される史料群である。計六冊の文書綴り（冊子）からなっており、冊子ごとでその性格・伝来系統が異なるが、後述するように、綴られている文書の内容から各冊子の由来を推測することができる。愛宕家については既に第一章で詳述されているので、以下戸田氏について簡易な説明を附した上で、文書群の由来と構成について概略的に述べる。

#### ①戸田氏について

戸田氏は上賀茂社家の一つ。一九世紀には律令学者としても名高い戸田保遠氏が輩出し、学問にも精通した一族であったことがうかがえる（上野一九八一など）。後述するように、維新後神社制度が改変される中で社家の世襲制度も廃止され、社司・氏人の神勤が停止されるが、保遠は明治前期の上賀茂社において祢宜・主典などの社職を歴任しており（落合二〇〇六）、戸田氏の一部は近代に至っても上賀茂社において一定の立場を保っていたと考えられる。

一方、当該文書群の差出・宛名には、明治後半以降の人物であると思われる戸田（杜多）延之なる人物が頻出する。その出自については不詳であるが、戸田保遠氏とは異なる家の者と推測される。以下、本章における戸

田家は戸田延之氏の家を指すものとする。

#### ②愛宕家旧蔵文書の由来と構成

先述の通り、文書群は六冊の綴りで構成されている。各冊子の内容から、四冊が愛宕家に伝わる文書を綴ったもので、二冊が戸田家の文書を綴ったものであると考えられる。但し、各冊子に所収する文書を厳密に区分したわけではないようで、例えば愛宕家の文書を取めた冊子に戸田家の文書が数点混在している場合も見受けられるが、大まかには愛宕家の文書・戸田家の文書で綴る内容を分けたことがうかがえる。愛宕家伝来の文書を取めた綴り四冊の内、二冊はそれぞれ「諸文章綴 全」「詠艸及歌書類」と題されている。残り二冊はいずれも「文章綴」と題されている。この二冊は、目録では(1)・(2)と便宜的に区別した。また、戸田家の文書を綴った二冊は、それぞれ「諸書類 全」「諸雑文集 全」という題が附されている。

これら異なる二系統の文書綴りが同一の文書群を構成することになった由来については、「諸文章綴 全」と「文章綴」(1)、および「詠艸及歌書類」の表紙裏書が手掛かりとなる。やや文言は異なるものの、いずれの裏書も同趣旨であるので、ここでは「文章綴」(1)の裏書を引用するが、そこには「明治四十四年八月古反焼捨之内ヨリ取出シ貫受置候也／杜多延之蔵」と記されている（写真2参照）。これら三冊の文書綴りが愛宕家に係わる文書を主に収めていることと考え合わせると、明治四十四年八月に反古紙として焼却された愛宕家の文書の中から、一部を戸田（杜多）延之氏が貰い受けた、という経緯が想像されるだろう。愛宕家伝来の文書を取めた残り一冊の綴りにはこのような説明は見受けられないものの、これも同様の由来を有するものと思われる。つまり、愛宕家の反古文書から譲り受けた一部が四冊の文書綴りとして纏められ、そこに戸田家の文書を綴った二

冊が交じったことで、同一の文書群として現存していると考えられる。

では、そもそも愛宕家と戸田家はどのような関係にあったのだろうか。

文書群内には、「愛宕様御家扶戸田権治郎様」(No.278)・「愛宕様亭戸田権治郎様」(No.263)という肩書き付の宛名が記された文書が存在する。家扶とは華族の傭人で、家令(華族の家務を統轄する者)の下で家務に従事した者のことである。すなわち、少なくとも維新後において、戸田家は子爵である愛宕家の家内傭人として仕えていたことが分かる。明治三年(一八七〇)九月一〇日の太政官布告第五八一号により、宮並びに華族家人職員の定員は、家令が一員に、家扶などが「人員宜に任ず」とされ、人員整理が行われている(『法令全書』明治三年九月一〇日)。愛宕家内家扶としての戸田家の立場は、少なくとも当該文書群においては前近代の文書に見られず、明治以降の文書に顕著に見られるので、戸田家が愛宕家に仕えるようになったのは明治に入ってからのことと考えられる。

ところで、明治四年の一連の神社制度改革の中で、神職の世襲が禁止され、官国幣社における官司は一員のみを置くことが定められた。上賀茂社も例外ではなく、明治五年に社家・氏は全廃され、新たに大官司・少官司・権禰宜・主典という職が設けられ、出自に関わりのない人選が行われるようになった(所二〇〇四)。つまり、これにより従来世襲神職として上賀茂社に仕えてきた家の多くは、その社家としての社会的立場を失うこととなった。当該文書に含まれる戸田家関連の文書を見る限り、近代に入ってから同家が上賀茂社の神職として活動している様子はいかたがえないので、戸田家も恐らくこのとき上賀茂社家としての立場を失った家の一つであったと思われる。推測の域を出ないが、上賀茂社家を失職した戸田家が愛宕家の家扶として新たに召し抱えられたという経緯は考えられないだろうか。

この点については、後続の調査・研究に委ねたい。

最後に、各冊子で収められている文書の内容について、簡単に触れておきたい。目録の掲載順とは異なるが、愛宕家伝来の文書を収めた綴り四冊、戸田家の文書を収めた綴り二冊の順に述べていく。

まず、愛宕家文書を収めた綴りについて。「諸文章綴 全」の内容は、小番をはじめとする朝廷での勤めに係わる公家同士の連絡や依頼などが多い印象だが、前章で千葉氏が詳述しているように、愛宕家と縁戚関係にあった津和野藩主亀井家をはじめとする大名家との見舞いのやりとりなど、武家との交流を示す文書も一定数含まれている。

「文章綴」(1)・(2)についても、朝廷・公家社会での勤めや出来事に関する書状が多いが、和歌関連の依頼や詠草、諸技芸の神文なども収められている。また「詠艸及歌書類」は、愛宕家・久世家の人物の詠草など、その名の通り和歌関係の文書が綴られている。

次に戸田家の文書が綴られている二冊について。「諸書類集 全」は、主に一八〜一九世紀の上賀茂社とその周辺の村々に関する文書を中心に収めている。戸田家と同様、上賀茂社家であった岡本氏などの名前も見られる。その他、詠草なども若干含まれている。

他方、「諸雑文集 全」は近代文書が大半を占めており、とりわけ戸田延之氏とその関係者に係わる文書が目を引く。また、愛宕家と戸田家の関係がうかがえるのも当該綴りの特色である。他に詠草や諸文章の写しなども含まれている。

以上、雑駁ではあるが、愛宕家旧蔵文書についての概要を示した。当該文書群は、愛宕という公家の近世から近代にかけての実態に留まらず、公家社会を中心として展開した歌道をはじめとする学芸や、近代に至って愛

宕家に仕えたとみられる上賀茂社家・戸田家の活動など、多彩な内容を読み取ることができる文書群であるので、今後諸分野の研究で活用されることがあれば幸甚の至りである。

【参考文献】

- 上野利三「戸田保遠の律令研究について―明治期律令学の一齣―」『法学研究』五四、一九八一年
- 上野利三「律令学者・戸田保遠（上賀茂社家）の日記とその翻刻（1）」『京都産業大学日本文化研究所紀要』一七、二〇一二年
- 上野利三「律令学者・戸田保遠（上賀茂社家）の日記とその翻刻（2）」『京都産業大学日本文化研究所紀要』一八、二〇一三年
- 落合弘樹「明治維新期の神社と社家」（石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版、二〇〇六年）
- 所功「賀茂大社と祭礼の来歴」（三好和義・岡野弘彦ほか『日本の古社 上賀茂 上賀茂神社・下鴨神社』淡交社、二〇〇四年）
- 内閣官報局編『法令全書』（明治三年）、一八八七年
- 橋本政宣編『公家事典』吉川弘文館、二〇一〇年

目録凡例

- 一、目録には、文書番号、文書名、作成年月日、差出、宛名、内容を記載した。
- 一、文書名は、原題をとり、原題のないものには、新たに文書名を付け「」で囲んだ。
- 一、作成年月日は、文書に記載された年月日を取り、年月日の記載がないもので内容などから年月日を確認できるものには、年月日を（）で囲んで記した。また、旧暦などの特殊な表記は原則として数字に直して記した。
- 一、差出・宛名は、文書に記載された差出・宛名をとり、姓または名を確定できるものには、（）付で姓・名を補足した。また、所収された冊子の綴じ目にあたる部分に差出・宛名が記載されている場合や、差出・宛名で切り取られた部分がある場合は、それに伴って読めない部分を「」で表記した。
- 一、差出・宛名で、人数が多い場合、重要と思われる人物を二〜三名とり、それ以外の人物は他何名と記した。また、肩書きが複数行にわたる場合、適宜改行箇所を／で示した。
- 一、いずれの項目においても、判読不能文字は■で、虫損部分は□（文字数が不明な場合は「」）で表記した。

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
「諸文章綴 全」					
1	〔表紙〕	----	杜多延之	-	「諸文章綴 全」と記した表紙／表面に「杜多延之蔵」、裏面に「明治四十四年八月日古反之中より撰出し受領候者也／杜多延之記」とあり
2	〔書状〕	--6・1	亀井能登守矩貞(花押)	愛宕前大納言殿(通貫)	暑中見舞い
3	〔書状〕	--6・28	亀井能登守矩貞(花押)	愛宕前大納言殿(通貫)	暑中見舞いの返答
4	〔書状〕	--8・25	亀井能登守矩貞(花押)	愛宕前大納言殿(通貫)	暑中見舞いの礼答
5	〔書状〕	--7・1	亀井能登守矩貞(花押)	愛宕前大納言殿(通貫)	暑中見舞いの礼答
6	〔書状〕	--11・7	亀井能登守矩貞(花押)	愛宕前大納言殿(通貫)	火事見舞いの礼答
7	〔書状〕	--12・7	亀井能登守矩貞(花押)	愛宕前大納言殿(通貫)	寒中見舞い
8	〔書状〕	--9・6	国榮	-	依頼した染筆につき
9	〔書状〕	--6・18	有誉	愛宕宰相殿(通貫)	仙洞(桜町天皇)崩御につき見舞い
10	〔書状〕	--6・19	有誉	愛宕宰相殿(通貫)	献上の使僧京着につき、爰元の様子
11	〔書状〕	--12・2	有誉	愛宕前宰相殿(通貫)	伊藤修理太夫奥方の死去につき悔やみ
12	〔書状〕	--1・22	有誉	愛宕宰相殿(通貫)	新年の挨拶
13	〔書状〕	--12・14	有誉	愛宕前宰相殿(通貫)	寒中見舞い
14	〔伺書〕	--10・-	実潔(押小路)	-	(押小路)実富妻照姫(操子)入輿日等取り調べ依頼
15	〔故事書付〕	--4・30	菅保忠	愛宕通様	班婕妤の故事書付
16	〔書状〕	--2・23	清閑寺盛房	愛宕通致殿	別紙の親族改書の提出につき
17	〔書状〕	--2・23	高倉永則	愛宕通致殿	明24日は用向なく御申請し上げるにつき
18	〔書状〕	--2・29	梅園実紀	愛宕通致殿	明1日の桂離宮御誘引の出張時刻を通知
19	〔書状〕	--1・26	家胤(持明院)	愛宕三品公(通貫)	明日の請取、中納言交代御勤
20	〔書状〕	--1・18	国広(岡崎)	-	貸与していた琴を箱とも御返し落手につき
21	〔書状〕	--6・30	清水谷公正	愛宕通致殿	病気不参取り纏め、小番半年の参否も一緒に明日差し出すにつき
22	〔書状〕	--2・5	国広(岡崎)	-	今晚の国広の許への光駕につき
23	〔書状〕	--11・11	俊宗(綾小路)	-	来る14日座主殿御招きにつき、一品も御出での由
24	〔書状〕	--2・1	公文(姉小路)	愛宕前大納言殿(通貫)	石州産早鮎拝受の御礼
25	〔書状〕	--11・12	俊宗(綾小路)	-	明後14日、座主殿・一位殿御出でにつき、公文も伺公、僕又三郎も同伴
26	〔書状〕	----	重慶	-	准后御機嫌よろしく御膳等も召し上げるの由、上臈より伺い大慶
27	〔書状〕	--3・22	重慶	愛宕前大納言殿	准后より拝借銀3貫目を只今落手
28	〔書状〕	--5・17	公文(姉小路)	愛宕前大納言殿(通貫)	一昨の御状の返答延引につき御詫／好物品拝受
29	〔書状〕	--2・9	実積(風早)	-	昨日の光臨忝く、御礼の鯉節10筒も拝受

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
30	〔書状〕	--2・16	賞雅(植松)	愛宕前大納言殿 (通貫)	以前約束の椎茸拝受につき御礼
31	〔書状〕	--6・3	孝有	愛宕前垂相殿公	今日綾前垂相公・按察使殿が光駕につき、愛宕の来臨を希む
32	〔書状〕	--11・8	通富(中院)	愛宕殿	歌堂へ出席後一同より小出し遺物披露故、都合伺い
33	〔書状〕	--1・10	家胤(持明院)	愛宕三品公 (通貫)	明日11日の貴卿(愛宕)置夕替と下官(家胤)の早夕替を差し替え
34	〔書状〕	慶応元・6・18	有長(綾小路)	久世前宰相殿 (通熙)	綾小路家権大納言家例
35	〔書状〕	--8・29	権大僧都慈猷	久世三位殿	久世三位の議奏就任祝儀として昆布料金100疋進献
36	〔書状〕	--3・25	通祐(愛宕)	水野越前守殿 (忠邦)	今度通致方領を拝領の事宜しく御沙汰に預かる
37	〔書状〕	--6・19	通貫(愛宕)・賞雅(植松)・基名(石山)	酒井左衛門尉殿(忠寄)・松平右近将監殿(武元)・秋元但馬守殿(涼朝)・井上河内守殿(正経)	前大樹公(徳川家重)薨去につき御台御方(倫子女王)の御機嫌伺い
38	〔書状〕	--9・7	松平肥前守治茂(花押)	久世三位様 (通根)	郁姫事当藩へ御家臣演説の趣承知仕り、郁姫にも病症柄にて出京暫く御見合わせ下さるよう奉復
39	〔書状〕	--4・-	教忠(藤波)	-	先日神宮が申し入れた志摩国国崎村一件につき、摂政殿へ迅速な裁定の依頼願ひ
40	〔書状〕	----	家季(清水谷実栄)	-	翠簾は買物使部屋へ、両障子は修理職部屋用へ申し請ける由、御世話共忝く謝を申す
41	〔書状〕	--12・13	通熙(久世)	愛宕殿・岩倉殿 (具慶)	宇佐八幡宮への御奉献物烏丸家へ献じ、落手につき
42	〔書状〕	--8・14	頼胤(葉室)	愛宕前大納言殿 (通貫)	先月27日に諒闇を終え、大祓・御祓等も滞りなく済んだ旨の報告
43	〔書状〕	--1・28	通直(愛宕)	植村駿賀守殿 (家長)	新年の挨拶
44	奉幣作法	享保8・8・-	神祇伯雅冬王	-	奉幣作法につき
45	〔書状〕	--6・9	伊東彦松(印)	愛宕大納言殿 (通直)	暑中見舞い
46	〔書状〕	--12・3	重慶	愛宕前大納言殿	明日准后へ参り御機嫌を頼ひ、発朝のことも申し上げるにつき
47	〔書状〕	--6・21	伊東鶉三郎祐民(花押)	愛宕前中納言殿 (通典)	暑中見舞い
48	口述	--12・19	通理(久世)	権臣槐公 (愛宕通直)	歳末の見舞い
49	〔書状〕	--6・24	田付筑後守(元輔)・長田越中守(景林)	愛宕前大納言様(通貫)・植松前宰相様(賞雅)・石山右兵衛督様(元名)	高家衆より白木状箱到来につき進達
50	〔書状〕	--4・9	桂陽坊	-	先般在京の節に御厚情を蒙ったことへの御礼の(上様への)執り成し願ひ
51	〔鎌倉日記〕	----	(一ツ橋御小性鈴木有之丞)	-	鎌倉日記の写しカ
52	〔書状〕	--1・10	宗(方)顯(中御門)	愛宕三品殿	先日約束の野作持参延引につき
53	〔書状〕	--2・7	実廉(花園)	愛宕三位殿	小番の節献上のことにつき
54	〔書状〕	--9・20	-	-	絵符のこと、昨日宗賢坊へ申し入れた通り、差し支えの事共ある由/そのほか外箱・撫物・初穂等のことにつき

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
55	〔書状〕	--12・7	-	-	准后への御参御断りの段承知/准后や上臈・取次への事情説明につき
56	〔書状〕	-----	賞雅(植松)	-	兼ねて申し談じていた知行所のことを、今日押小路殿へ御尋ねなされたことにつき
57	〔書状〕	--8・29	重慶	-	八朔に准后へ進上する水引は、白松200把を用いる旨の回答
58	〔書状〕	-----	-	-	明日関東使御同道につき、明日巳刻少し前に貴亭へ参る旨の申し入れ
59	〔書状〕	--10・17	有容(六条)	久世殿(通熙)	御断りいただいても、心配無用である旨の申し入れ
60	〔詠草〕	-----	-	-	歌詠みの素材書付
61	〔書状〕	--2・10	通典(愛宕)	左衛門佐殿	明日の宿中(宿直カ)、宮大夫が番代の処、大蔵大輔が参仕する旨の通達依頼
62	〔書状〕	-----	-	-	別紙の儀歎願の儀につき(後欠)
63	〔書状〕	--12・15	重慶	愛宕前大納言殿	永々御保護なさるべし(前欠)
64	〔書状〕	-----	伊東豊後守	-	歳末の見舞い
65	〔書状〕	--4・19	重慶	愛宕前大納言殿	今日登城し御使の儀を滞りなく勤めた旨の申し入れ
「文章綴」(1)					
66	〔表紙〕	-----	杜多延之	-	「文章綴/杜多延之」と記した表紙/裏面に「明治四十四年八月古反焼捨之内ヨリ取出シ貴受置候也/杜多延之蔵」とあり
67	〔書状〕	--10・11	通知(中院)	愛宕殿	中務卿宮(有栖川宮織仁or韶仁)入門につき参上するよう申し入れ
68	〔書状〕	--6・11	通熙(久世)	六条少将殿(有容)	今晚梅谷家において会催しの事に未だ御承知あらずにつき
69	〔書状〕	--5・19	実徳(正親町)	久世少将殿(通熙)	書紀と仁部記を借用のところ延引恐れ入る
70	〔書状〕	--12・16	雅久(飛鳥井)	久世少将殿(通熙)	御色紙奉行願補につき
71	〔和歌写〕	-----	-	-	歌人涌蓮の和歌写し
72	〔詠草〕	-----	-	-	題:「八月はれのゆふくれに」
73	〔詠草〕	-----	義信	-	題:「七夕」「山」「海」
74	〔詠草〕	-----	義信	-	題:「月契久秋」「草花満庭」
75	紀元	-----	孝有	-	朝恩を謳う漢詩カ
76	〔祝詞〕	-----	-	-	皇太国の政と賀茂の川水を詠む祝詞
77	〔書状〕	--9・16	長義(桑原)	愛宕宰相殿	明日天気がよければ、修学院御茶屋を見られたい由を仰せられるにつき
78	〔書状〕	--6・10	■■■	愛宕侍従殿	明日の番請につき
79	〔王徽之銘願〕	文化己巳(6)・8・-	前権中納言源通直(愛宕)	-	丸屋清兵衛が晋王徽字子猷の銘を乞うにつき
80	〔書状〕	--10・20	隆賀(櫛笥)	-	昨日御即位御祈が彦山座主へ仰せ出され、彦山座主早速厳王院へ通達、返札を下さる
81	〔書状〕	--12・22	愛長(甘露寺)	新源三位殿(愛宕通祐)	正三位勅許の通達
82	〔書状〕	--11・11	実久(橋本)	前源宰相殿(通典)	明日12日に前盛化門院(天明3年崩御)を奉じて泉涌寺へ参詣する旨を仰せ出されたことの通達
83	〔書状〕	(宝永6)・4・11	治房(清閑寺)	愛宕三位殿(通晴)	(愛宕)通貫、今日元服侍従昇殿等のこと勅許につき通達
84	〔書状〕	--1・23	通根(久世)	飛鳥井前重相公	一句両首とも改作につき、御覧に入れる

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
85	奉拝借御銀之事	文化10・3・-	大仏東瓦町町惣代日比屋[ ]・五人組日比屋[ ]・年寄瓦屋[ ]	閑院宮様御貸附御支配所	心観院(徳川家治正室)より閑院宮家へ進上された銀子の内より借銀につき証文
86	奉拝借御銀之事	文化9・10・-	大仏東瓦原町町惣代近江屋[ ]・五人組日比屋[ ]・他3名	閑院宮様御貸附御支配所	心観院(徳川家治正室)より閑院宮家へ進上された銀子の内より借銀につき証文
87	口上之覚	慶応4・7・-	成田梅甫門人河合乙彦昌信(花押)	-	成田梅甫が伝えた上古の口授秘伝書を天覧に供したい旨の願い出
88	〔詠草〕	-----	-	-	俳句等の詠草
89	歳旦	-----	宗俊(花押)	-	歳旦の祝詞カ
90	正一位田中稻荷大明神安鎮之事	嘉永5・9・■	正官目代従五位上行伯耆守荷田信度(印)	京師上加茂竹ヶ花町	正一位田中稻荷大明神安鎮の奥秘を授与する許可書
91	新組定	嘉永6・8・12	土御門殿(印)陰陽道御役所(印)	-	陰陽道を営む上で遵守すべき条々定
92	神文之事	享和元・5・-	中川平八郎義次(花押)	渋谷判司郎殿	渋谷流相伝につき、他言無用誓う神文
93	敬白神文之事	文化7・7・-	鈴鹿主計光(花押)	土橋判司殿	神道無疆の劔技相伝につき、他言他見しない旨誓う神文
94	〔消息〕	-----	みち理(久世通理)	勾当内侍との	肴一折拝領の御礼と飛鳥井殿より三部抄伝授につき
95	〔歌道誓状案文〕	文化2・---	-	久世前大納言殿(通根)	歌道相伝につき、口外無用と専心習練を誓う神文の案文
96	〔神文〕	--・3・14	豊房(清閑寺)	愛宕中将殿(通致)	権中将転任勅許の通達
97	〔書状〕	--・4・21	実種(風早)	[ ]	公長此度近衛使に仰せ付けられる儀につき
98	〔書状〕	--・2・7	もち栄(茂栄、中院通枝)	-	先日舞の御馳走に預かったことと、印籠人形を贈られたこと、忝く存する／保元物語はまず上・中を返上
99	〔馬道誓状〕	文化6・9・22	通理(久世)	-	馬道相伝につき口外無用を誓う神文
100	〔歌道誓状案文〕	寛政8・3	通理(久世)	飛鳥井中納言殿(雅威)	歌道相伝につき口外無用と専心習練を誓う神文の案文
101	〔書状〕	(嘉永元)・---	長順(葉室)	前源大納言殿	来る5日、仁孝天皇三回忌を般若三昧院で行うので、参仕すべき旨の通達
102	奉哭愛宕故菟門従二位通祐卿	-----	桂林(文昌)	-	故愛宕通祐の死を悼み偲ぶ詞
103	〔宣命〕	元禄15・4・22	-	-	賀茂祭宣命
104	〔桂林文昌菴香稽撰漢詩〕	-	-	-	桂林文昌菴香稽撰の詞
105	〔書状〕	--・2・21	豊房(清閑寺)	右京権大夫殿(愛宕通致)	除服出仕復任の宣下の通達
106	〔歌道誓状案文〕	天保3・12・24	通熙(久世)	飛鳥井大納言殿(雅光)	歌道相伝につき口外無用と専心習練を誓う神文の案文
107	〔書状〕	--・2・8	治房(清閑寺)	愛宕三位殿(通晴)	正三位勅許につき申し入れ
108	〔書状〕	(正徳3)・2・18	治房(清閑寺)	愛宕三位殿(通晴)	正三位勅許につき申し入れ
109	〔書状〕	--・12・25	治房(清閑寺)	愛宕侍従殿(通貫)	従五位上勅許につき申し入れ
110	〔譲り証文〕	寛政7・12・13	実福(山本)	愛宕三位殿(通典)	実福所持の太鼓皆具譲渡につき証文

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
111	〔譲り証文〕	(寛政7)・12・13	実福(山本)	愛宕治部権少輔殿(通典)	実福所持の太鼓皆具譲渡につき証文
112	〔書状〕	--12・28	資矩(日野)	久世三位殿(通理)	来月2日資邦宿代につき
113	〔書状〕	--10・9	師香(石山)	愛宕前宰相殿(通晴)	来る13日修学院へ御幸につき
114	〔書状〕	--11・5	実潔(押小路)	愛宕上品様	自身に梅が贈られたことの御礼と和歌の進覧につき
115	〔書状〕	-----	藤	中納言殿	和歌の兼題進覧につき
116	重陽九首	-----	-	-	菊関連の和歌題材カ
117	〔書状〕	--8・26日	雅久(飛鳥井)	久世少将殿(通熙)	瀧の御詠の事と重陽九首の別紙につき
118	〔書状〕	文化2・3・8	為敦(藤谷)	久世少将殿(通理)	夕雲雀・春恋という和歌題にもとづき、来る18日の月次御会で詠進するべき旨の通達
119	〔書状〕	(延宝3カ) -----	永享	-	法皇様(後水尾院カ)八句の祝儀として将軍進上の由
120	往来	嘉永元・12・--	陽明御殿御内齋藤若狭守(印)	京都近衛殿御内土橋宗昭・下男壱人	九州筋神社仏閣御礼のための下向につき、往来手形
121	〔小堀遠州書捨文写〕	-----	孤月菴一如(印)	-	茶の湯の極意を表した、小堀遠州正一の書捨文の写し
122	〔筆築曲伝授相伝書付〕	-----	-	-	筆築曲の相伝につき書付
123	十幹	-----	-	-	十干の書付
124	慶応式丙寅三月廿二日御造宮奉納相撲土俵鹿絵図	(慶応2)・(3) --	-	-	慶応2年3月22日御造宮奉納相撲土俵の鹿絵図
125	〔友松賛〕	-----	友松	-	友松の賛
126	〔金甫什物写〕	慶長4・5・22	息耕十三世遠孫野釈春屋	-	玄庵の什物である「金甫」につき／(「松平左衛門大夫殿所持」の記載あり)
127	〔詠草〕	-----	-	-	題なし
128	〔詠草〕	-----	延之	-	題:「寄水祝」
129	〔詠草〕	-----	保齋(カ)	-	題:「花似雪」
130	紅葉残長歌并短哥	-----	重峯	-	和歌の詠草
131	〔詠草〕	-----	重胤(庭田)	-	題:「月をもてあそび土橋ふつとこゝかしこうかれつゝ」
132	葉山小集	-----	-	-	詠草／重胤・速勝・宗昭らの和歌書載
133	〔詠草〕	--4・27	応貫	-	種々の詠草
134	〔小堀遠州書捨文写〕	-----	-	-	茶の湯の極意を表した、小堀遠州正一の書捨文の写し
「文章綴」(2)					
135	〔表紙〕	-----	杜多延之	-	「文章綴／杜多延之」と記した表紙
136	〔書状〕	--10・7	愛宕右京権大夫殿(通致)	由良播磨守(貞靖)・宮原摂津守(義直)・横瀬山城守(貞固)・土岐出羽守(頼永)	本多美濃守が所勞につき連名がないことと、松平和泉守・稲葉長門守が御役御免につき書翰を返却することの報せ
137	〔書状〕	(寛政12)・---	通明(久我)	-	二位叙位の取り計らいにつき願い入れ
138	〔書状〕	(寛政12)・3・2	資顕(カ)	(久我通明)	通明の(従)二位叙位勅許の報せ
139	〔書状〕	--2・28	見山	愛宕三位殿	一両年の住居場所の相談につき、中将への後刻伺候と愛宕三位への近日参謁の報せ

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
140	〔書状〕	--9・14	稚徳	愛宕通致殿	本日御池水引并魚大量出来につき報知頂戴の御礼と、午後参上の報せ
141	〔書状〕	--5・15	太田雄藏有慶(花押)	月岡諫見様	御上より御肴料百疋拝領につき、御序での砌に御礼申し上げてくれることの依頼／御城棋一通写しの進呈
142	〔書状〕	--8・11	前田信濃守(長泰)・織田対馬守(信栄)・由良播磨守(貞整)・畠山紀伊守(基祐)	愛宕前大納言殿(通貫)・植松前宰相殿(賞雅)・石山右兵衛督殿(基名)	公方様・御台様御機嫌伺いのための板倉佐渡守への書翰返上につき
143	〔書状〕	--6・23	公説(四辻)	久世三位殿(通理)	添削を賜った詠草の進達につき
144	口上	--10・11	恵■院三成	中納言様	一昨9日陽明家にて口達の趣は別紙の通りである旨と建白大和尚へも申し上げる旨の報せ
145	口述	辛未・2・--	従三位久世通熙	-	先だつて御沙汰のあった社寺その外執奏のことは、別紙の通りである旨の通達
146	〔書状〕	--2・16	雅威(飛鳥井)	入道前大納言殿	別紙を御覧に備えることの願い上げ
147	〔書状〕	--8・27	通熙(久世)	広橋大納言殿(光成)・万里小路大納言殿(正房)	旅行は恙なく、今日は止宿する旨の申し入れ
148	口述	--2・7	久雄(錦織)	久世少将殿(通熙)	廻文の順達につき
149	〔書状〕	--12・24	長澤壱岐守	愛宕三位殿	清閑寺中納言よりも御礼の飛札を遣わすべきところ、中院前右府が現在故障しているため、(御礼の飛札が)延引に及ぶ旨を承知した由の返答
150	〔書状〕	-- -- --	雅威(飛鳥井)	-	冷公(冷泉カ)への申し入れにつき
151	〔書状〕	--12・6	有容(六条)	愛宕殿	御救助金の御礼
152	〔書状〕	--1・16	栄通	-	来る24日の和歌御会始につき詠進すべきとの仰せ承知
153	〔書状〕	--6・21	通古(中院)	愛宕三位殿(通敬)	烏帽子修理につき
154	〔書状〕	-- -- --	光政(烏丸)	-	拝吟歌の治定清書は尊意に任せる旨の申し入れ
155	〔書状〕	-- -- --	有文(千種)	愛宕三位殿(通祐)	有栖川宮入門誓状を御覧に入れることにつき
156	〔書状〕	--2・3	雅光(飛鳥井)	-	有栖川宮が御詠草拝見し終わるにつき返却
157	代口	--1・19	-	玉巖堂主人東殿	籠居中の書籍許借と来る24日の帰郷につき
158	〔書状〕	--4・9	龍隠岐守	溝出雲守様(溝口)	桜草盛りにつき、来る13日に御狂駕の誘い
159	〔書状〕	--9・26	長正	愛宕従三位様	竹の杖の詠歌につき
160	〔書状〕	-- -- --	為則(冷泉)	-	御別紙共の返進につき
161	〔書状〕	(天明2カ)・3・3	通敬(愛宕)	中院中将宰相殿(通古)	(拝賀)日限と一通上書につき伺い(※同紙面上に中院通古の返状あり)
162	〔書状〕	--(12)・--	通富(中院)	-	来月初卯法楽和歌勸進につき御詠の依頼
163	〔書状〕	--2・1	実積(風早)	愛宕宰相殿	懐紙の字賦(字配)につき
164	〔書状〕	-- -- --	益房(清閑寺)	-	承った老中連名一通等の筥入れ作法につき
165	〔書状〕	-- -- --	光政(烏丸)	-	各御端猶更に拝吟につき
166	〔書状〕	-- -- --	通富(中院)	-	来月放生会法楽和歌勸進につき御詠の依頼

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
167	〔書状〕	--8・25	田付筑後守 (景林)	愛宕前大納言様 (通貫)・植松前 宰相様(賞雅)・ 石山右兵衛督様 (基名)	高家より書状一封到来につき進達
168	〔書状〕	--11・4	孝有	愛宕前丞相公	彦山より深宜あり
169	〔書状〕	--8・20	有容(六条)	久世少将殿	一件の取り計らいと御書回覧につき
170	口述	--11・21	通知(中院)	久世前宰相殿	御月次詠草につき
171	三種大祓	----	神祇伯雅冬王	-	三種大祓(天津大祓・国津大祓・蒼生 大祓)の写し
172	〔書状〕	--8・18	公野(武者小路)	-	御詠の題につき
173	〔書状〕	--12・20	通福(愛宕)	醍醐殿(冬基)	源氏物語の返納・拝借につき
174	〔書状〕	--5・6	通知(中院)	少将殿	越後より春光院殿へ一箱到来につき 進入/不幸見舞い
175	〔書状〕	--12・8	宗敬	■■■	御様・宮御方が今程御殿渡御の由珍 重
176	〔書状〕	--4・3	資訓(白川)	-	御念書の趣承知の旨とその返答につき
177	口上覚	--後3・8	通清(久世通夏)	-	本日四番詰につき御心得申し入れ
178	〔書状〕	--1・8	基雄(持明院)	-	16日の御供のことにつき
179	〔書状〕	----	伊集院	六角主計様	御染殿の病状・容態と施薬院病気に つき
180	〔書状〕	----	有容(六条)	-	一昨日の伝授につき
181	〔書状〕	----	雅久(飛鳥井)	-	詠草返上につき
182	〔書状〕	--3・14	通祐(愛宕)	林和清(カ)間詰	今日の祭祀への参仕不能につき
183	〔書状〕	--8・16	通枝(中院)	久世少将殿	除服出仕御礼のことにつき
184	〔書状〕	--4・24	法常寺役者慈雲 院	川嶋柳太様・杉 村正太夫様	春光院逝去につき
185	〔書状〕	----	健	(くせ中将さま 江御披露)	かんざし御礼に菓子進覧
186	〔書状〕	----	-	-	申す迄もなく御承知の事を気の毒の 余り一事申し入れ
187	〔書状〕	--10・14	等覚	久世前中納言殿	一包進覧につき
188	口演	--4・24	通貫(愛宕)	武者小路前大納 言殿(実陰)	通貫詠歌の二ノ句につき伺い (※同紙面上に通貫の返状あり)
189	〔書状〕	--10・18	(冷泉為泰)	-	中院前丞相公の所労と昨日の中将殿 出仕につき
190	口上書	--9・8	御使者寺田喜三 郎	-	今度御即位につき上京の使者寺田数 右衛門より伝奏方へ御頼み事
191	手扣	----	(伊達遠江守カ)	-	今度御即位祝儀のため差し登らせし使 者を以て御機嫌伺いと贈答物の進上
192	〔詠草カ〕	----	福山侍従	-	鎌倉の八幡宮へ詣での折に詠みし和歌
193	〔中院通枝卿 日記抜書〕	----	-	-	中院通枝卿日記寛保2年8月4日条の 抜書
194	〔書状〕	----	(花押)	-	明日光(カ)車待つ
195	口状	----11	有容(六条)	久世殿	三条西より借用の正三位拝賀の備忘 につき
196	〔書状〕	----	信子	貞子さま	「高倉様」と認める封の内、六条様ま で御届けの依頼
197	〔書状〕	----	信子	貞子さま	誠心院より鴨一番贈遣につき
198	〔書状〕	--6・19	通根(久世)	(冷泉為泰)	中書につき伺い(※同紙面上に為泰 の返状あり)
199	〔書状〕	----	雅光(飛鳥井)	-	故雅威三十三回忌につき和歌勸進御 詠の依頼
200	夕立過	----	季知(三条西)	-	御詠につき伺い

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
201	〔書状〕	---・19	宗敬	愛宕殿	鯛二尾献上につき
202	〔書状〕	-----	為則(冷泉)	-	新春の賀詞と拝吟返却につき
203	〔書状〕	--9・11	通良(根)(久世)	宰相殿	宣番代宿、神事手つかず
204	〔書状〕	--8・14	定■	-	■■延引
205	〔書状〕	-----	通積(東久世)	-	御慶びの祝詞
206	〔書状〕	-----	雅久(飛鳥井)	-	端上句・下句の加墨・返上につき
207	〔書状〕	-----	為則(冷泉)	-	拝吟返進と御稽古につき
208	〔系図写〕	(享保11カ)・ (8カ)・-	-	-	佐々木馬淵氏系図の写し
209	〔書状〕	-----	哥■	貞さま	品物の進上断念
210	〔番組書付〕	-----	隆韻(櫛笥)	-	来月の番組書付
211	〔書状〕	--7・5	雅久(飛鳥井)	-	和歌中の詞の治定につき
212	〔書状〕	--10・16	雅威(飛鳥井)	-	当座催(カ)につき
【諸書類集 全】					
213	〔表紙〕	-----	(杜多延之)	-	「諸書類集 全」と記した表紙
214	奉願口上書	安永6・11・-	小山村庄屋忠左衛門(印)・鞍馬口村庄屋長四郎(印)	角倉鍋次郎様御役所	加茂川西堤筋夜中修復に用いる焼灯の願い上げ
215	拝借仕銀子之事	天明7・8・-	庄屋忠左衛門(印)	庄屋又左衛門殿	角倉鍋治郎様御用銀として銀子借用の証文
216	覚	丑・6・-	矢野長兵衛	上賀茂村御役人中	御検分に伴う手間料・諸紙絵具料等一式の書き上げ
217	譲渡地面之事	天保10・6・-	岡本加賀介(印)	竹ヶ鼻町中	竹ヶ鼻町東側にある地面の町方への差し戻しにつき証文
218	〔地面・屋敷間取り図〕	(天明5)・-----	-	-	南岡子町孫左衛門が造作予定の地面・屋敷の間取り図
219	乍恐奉願候口上	天明5・1・-	願主南岡子町孫左衛門(印)・行事与三郎(印)・同吉之丞(印)・他2名	御一社様御役人中様	南岡子町西側にある地面に屋敷・下屋造作の願い上げ
220	〔屋敷間取り図〕	(天明8)・-----	-	-	屋敷の簡略間取り図
221	乍恐奉願上候口書	天明8・2・21	柁木北京町行事吉之丞(印)・同町親類六兵衛(印)・同断年寄源三郎(印)	御一社様御役人中様	北京町惣八の居宅空家につき帖置の願い上げ
222	〔地面・居宅間取り図〕	(天明5)・-----	-	-	大乘寺東側所在の岡本隼人所持屋敷地・居宅の簡略間取り図
223	奉願口状	天明5・4・12	岡本隼人佑(印)	一社御中	大乘寺東側にある岡本隼人の居宅・雪隠等の取り壊しにつき願い上げ
224	不通養子手形	文化3・4・-	室町頭竹屋町若狭屋小兵衛(印)・夷川西洞院東入丁若松座惣七(印)	戸田権平様	戸田権平7才男子岩次郎の不通養子入りにつき
225	奉願上口上	寛政7・7・-	上賀茂竹ヶ鼻町権平	御奉行様	明和3年権四郎へ貸与の銀200匁返済催促につき願い上げ
226	乍恐返答	享保13・4・-	(上賀茂)東三丁之内梅ヶ辻町年行事谷右衛門・此外山持共	-	法皇御所御領山13石山内蜂ヶ尾(傍示ヶ尾カ)分年貢上納につき

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
227	乍恐奉願口上覚	寛政4・4・-	城州愛宕郡上賀茂村庄屋又左衛門(印)・年寄四郎兵衛(印)・村惣代庄兵衛(印)	角倉鍋次郎様御役所	小竹藪への定免不適用の願い上げ
228	差上申一札之事	元禄5・8・11	上賀茂村庄屋七兵衛(印)	小堀藤三郎様	上賀茂村宗旨改めの差上所につき
229	差上申一札之事	宝暦10・9・-	上賀茂村庄屋又右衛門(印)・同年寄九左衛門(印)	小堀数馬様御役所	此度の御巡見に係る明細帳・小入用帳・村絵図の差上につき御断り
230	起証文前書事	宝暦2・1・26	戸田伝守文四郎書判	藤井十兵衛殿／津田玄番様(抹消)	理数奥術并演段につき当流伝授につき起証文前書の案文
231	一札之事	文化8・4・-	借主山本安房守(印)・証人竹ヶ鼻町七郎右衛門(印)	竹ヶ鼻町又右衛門殿	社中地面内又右衛門請地の内、借用につき証文
232	〔書状〕	-・5・12	顕真	戸田延之君	願書の儀につき御間合・御奔走のことに対する御礼
233	覚	延享元・10・-	上賀茂庄屋又右衛門	-	上賀茂村内の相給内訳につき
234	〔新聞断簡〕	明治45・7・31	-	-	明治45年7月31日付京都日出新聞の新聞断簡
235	〔新聞断簡〕	大正元・7・31	-	-	大正元年7月31日付大阪朝日新聞第2号外の新聞断簡(朝見の詔勅記事)
236	〔売渡建物図面〕	(明治22)・(6)・-	京都市上京区元拾壱組寺町通今出川下ル真如堂前町／四番戸平民／売渡人石原重三郎(印)	京都市上京区元拾壱組今出川通寺町西へ入上ル式丁目／上塔之段町廿四番戸土族／買得人藤木房(印)・代人戸田米治郎(印)	明治22年6月24日売渡、京都市上京区元拾壱組今出川通寺町西へ入上ル式丁目上塔之段町四百八拾八番地建物の図面
237	牛革花曼	-・-・-・-	-	-	牛皮華鬘に関する故事
238	〔久我家系図〕	-・-・-・-	-	-	村上源氏久我家の系図(通俊まで)
239	〔宣命〕	天保7・12・11	-	-	賀茂臨時祭奉幣につき
240	〔売渡建物図面〕	(明治19)・1・19)	京都府上京区第拾壱組北横町十五番戸／建物売主三宅定次(印)	石原重三郎殿	明治19年1月19日売渡、上京区第拾壱組上塔之段町四百八拾五番地建物の図面
241	御製御和韻	-・-・-・-	-	-	一絲文守の七言絶句に応うる後水尾院の和韻の写し
242	〔一絲文守漢詩写〕	-・-・-・-	-	-	後水尾院へ贈る七言絶句十首の写し
243	〔後愚昧記抄〕	-・-・-・-	-	-	〔後愚昧記〕永徳3年6月～8月の抄
244	摩訶般若波羅蜜多心經	寛政12・5・25	穀隱道人	-	摩訶般若波羅蜜多心經の写し
245	極楽国近道卷之一	天保5・7・6	日照	-	極楽国近道
246	〔太政威徳天満大自在天神詞謔写〕	-・-・-・-	-	-	御詠一首不足につき充足の依頼
247	略縁記	天保6・5・-	勅願所赤八幡宮別当京極寺識	-	京極八幡宮の由緒
248	〔書状〕	-・9・23	山本近江守	土橋内記様	信受院の米寿慶賀として紅白鏡餅一重進上につき
249	〔元亨釈書抄〕	-・-・-・-	-	-	〔元亨釈書〕中の北野社関連文の抄

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
250	〔詠草〕	-----	蒙祝(カ)	-	題:「七夕」「山」「海」
251	〔詠草〕	-----	蔵信	-	題:「早春海」「春神祇」
252	〔詠草〕	-----	蒙祝(カ)	-	題:「早春海」「春神祇」
253	〔手習紙〕	-----	-	-	漢字手習い
254	〔公案写〕	-----	-	-	公案「南泉斬猫」の写し
255	預り申銀子之事	元文2・2・5	大津や新兵衛(印)	系ちこや半兵衛殿	大工七兵衛への売物代銀につき証文
256	〔手習紙〕	-----	-	-	漢字手習い
257	〔手習紙〕	-----	-	-	漢字手習い
「諸雑文集 全」					
258	〔表紙〕	-----	杜多延之	-	「諸雑文集 全／杜多延之」と記した表紙
259	〔書状〕	-----	千坂	河嶋さま・初瀬さま・重野さま・野沢さま	御婚礼につき
260	〔書状〕	-----	房	御お母様	暑中見舞い
261	〔書状〕	-----	はつ瀬	日向さま	静君(カ)様御礼・御染筆御礼につき
262	〔書状カ〕	--7・17	八尾	戸田延之様	何かと藤木家厚き御世話様、御礼申し上げる
263	〔書状〕	----9	持野正芳	愛宕様亭戸田権治郎様	書状の差し宛箇所の断簡(前欠)
264	〔詠草〕	-----	延之	-	浅尾氏の開業を寿して詠む和歌の草稿
265	〔書状〕	--9・7	塩路軒主人(印「塩路軒」)	御得意様	茶通器の披露につき
266	〔詠草〕	-----	延之	-	題:「松茸を送りたるとき」
267	〔書状〕	--8・17	態■	権次郎兄君	暑中見舞い
268	〔書状〕	--10・25	通則(愛宕)	戸田権次郎殿	通泰上京時の世話と贈答品につき御礼
269	〔書状〕	--10・25	通則(愛宕)	戸田権次郎殿	通則家東京引越の際に植松家に預け置く長持式棹の預り依頼につき
270	〔書状〕	--12・15	高倉家金山十郎	戸田延之殿	直子様御出産の祝儀等につき御礼
271	〔書状〕	--10・30	通則(愛宕)	戸田延之殿	調製の巻物送付につき御礼
272	口上	-----	貞成院	おふささま	田中金子の御渡し等につき御願ひ
273	〔書状〕	--10・29	光(カ)政	戸田延之様	(明治)24年御題「社頭祈世」の歌の官報中調査につき御願ひ
274	〔書状〕	--11・30	やを	戸田延之様	11月15日の秋祭にて先祖霊祀の催行につき御礼
275	〔書状〕	明治27・4・21	山田寿明	戸田権次郎様	調印の義につき
276	〔書状〕	--8・9	八尾	おふささま	藤木相続人名前等の義につき
277	〔書状〕	-----	小太郎	戸田様	印鑑などの義につき
278	〔書状〕	--5・23	久野在碩	愛宕様御家扶戸田権治郎様	遊学中御世話の御礼と殿様の容体伺ひ
279	〔書状〕	-----	うの	御母上様	3月18日に御姉様男子出産につき御祝ひ
280	〔書状〕	--3・10	なつ子	戸田おさととの	当年1月7日の藤木房女子分娩并に小包郵便にて送る初便の印につき
281	〔書状〕	--12・3	徳岡盛礼	戸田延之殿	当月9日荊妻うの子の十年祭執行につき餅料として50銭進呈につき
282	〔書状〕	--5・7	山田寿明	戸田権次郎様	両3日前より自力の起臥・食事不能につき容体の報せ
283	賀茂神山御払下候二付出金之扣	-----	-	-	賀茂神山払下金14人割の書付

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
284	〔豆腐記・瓢讃〕	-----	-	-	「豆腐記」「瓢讃」の写し
285	〔薬広告カ〕	-----	-	-	アイツ散の広告カ
286	乱舞歌合集	辰・2・-	夢中案春眠	-	花盛りにて歌合の和歌集
287	〔書状〕	---(望月)・-	田村采女経政	雲林院長郎様	室生の荒増につき
288	〔書状〕	--5・23	弘康祖父中西弘繩・同人兄同弘武	藤木義顕殿	孫弘康の表具業修行中の御世話承知につき御礼
289	〔孝経類本抄録〕	-----	-	-	「孝経」類本の抄録
290	〔書状〕	-----	京都近野事改／江戸住茶屋武蔵大政	-	江戸・京都における呉服商経営につき
291	〔書状〕	--2・6	福田	戸田様	官途前の身
292	〔書状〕	--7・23	清水	戸田様	忬義につき御礼
293	〔書状〕	--1・24	世耕	戸田延之様	月次の送金と元日祝詞延引の申し訳につき
294	〔書状〕	-----	鳥取県因幡国／気多郡光元村／大字下光元村／山本居敬(印)	愛宕郡大宮村／大宮森町／戸田米次郎様	忬貫一の世話につき
295	口上	--3・22	かも座田太氏	戸田権次郎殿	来る26日の賀宴開催につき案内
296	〔書状〕	--7・15	岡本清庭	戸田権次郎君	郵便局集配人採用試験志願の岡本清長につき執り成しの願い
297	〔書状〕	--1・2	東京本郷事／帝国大学寄宿舍にて／中大路氏道	塔の段／戸田権次郎様	新年の祝詞
298	口代	--3・4	座田太氏	戸田権次郎様	季良殿金の件につき執り成しの依頼
299	〔書状〕	--7・12	岡本保之	戸田権治郎様	今日諸植木引きに参るにつき
300	〔書状〕	--4・1	世耕	戸田延之様	一昨日は御留守中長居失礼、其上御馳走御礼申し上る
301	〔書状〕	--5・25	福田	戸田様	松の実父死去
302	〔書状〕	--11・25	福田義政	戸田延之様	歌改造願
303	〔書状〕	(明治26)・(9)・13	中大路氏道	戸田権次郎様	日清戦争に伴う世情につき
304	〔書状〕	--1・29	万子	戸田権次郎様	寒中見舞い
305	〔書状〕	--11・14	万子	戸田権次郎さま	金10円の拝借願いにつき
306	〔書状〕	--9・1	清水	戸田延之大君	小為替券・証書送付等の儀につき御礼
307	〔和歌写〕	-----	-	-	静浦の保養館にありける時に詠める和歌
308	〔誓文写〕	-----	-	佐竹--	額并に下馬札等の事相伝受につき一切他言無用を誓う誓文の写し
309	十二点法書博士氏定宗匠授与	天保9・閏(4)・21	(氏足)	(信秀)	信秀に授与せらる十二点法につき証書
310	〔下馬札写目録〕	丙辰・11・-	宗延	-	下馬札写の目録カ
311	〔「スナワチ」詞列記〕	-----	-	-	「スナワチ」とよむ漢字の列記
312	〔諾冊尊神製詩〕	-----	-	-	諾冊尊の神製を詠む詩
313	象仮名	-----	-	-	象形仮名の表
314	〔月々和歌〕	-----	-	-	年中各月を詠む和歌集
315	水芭蕉を見譜	寛政6・3・28	-	-	水芭蕉の記録と生写絵
316	〔書状〕	--10・15	通言(カ)	屯のきミ・慎のきミ	東国下向中の様子

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
317	〔浄瑠璃演目抄カ(夢路のしらへ・新かへかた・忠臣蔵九段目)〕	-----	-	-	浄瑠璃演目の抄録カ
318	〔書状〕	-----	清廬(カ)	土橋ぬし	点取り歌の催しにつき
319	〔書状〕	--9・29	安部井	土橋先生	荊妻病中の配慮への御礼と葉頂戴の依頼
320	〔書状〕	--2・5	成志摩守	土橋退(カ)義様	旧臘拝借の金子4貫等の返済につき
321	覚	--2・5	(志摩守)	(土橋)	返済銀1貫匁の目録
322	〔書状〕	--6・9	宗宋	忍道老座元	前月21日の降雨や師堂建立等の儀につき
323	〔書状〕	--4・17	清蔭	宗昭仁兄	例会延引と匿名兼題進上につき
324	〔書状〕	-----	-	宗昭大人	御伝言・御菓子料等の御礼と和歌加筆の依頼
325	〔雑文〕	-----	-	-	自然と人の世を説く雑文
326	十月比白生単著例事	-----	-	-	十月頃白生単著例の勘例につき
327	〔字訓諮問書〕	-----	-	-	日本書紀等古典の字訓につき諮問
328	享保十三年十月廿三日行啓于院供奉	-----	-	-	享保13年10月23日の院御所への行啓供奉次第
329	賀茂祭使進発次第召御前儀	-----	-	-	賀茂祭の進発次第
330	御鈍子御陪膳	享保16・6・-	通貫(愛宕)	-	鈍子陪膳次第
331	〔詠草〕	-----	-	-	題:「朝鶯」「柳風」「春月」「春曙」「花盛」
332	文政七甲申歳九月廿一日修学院御茶屋御幸初	-----	-	-	文政7年9月21日の修学院御茶屋御幸初における詠歌書付
333	〔天地開闢解釈〕	-----	-	-	天地開闢と神の出生につき
334	〔伊勢両宮由緒抄〕	-----	-	-	日本書紀・鎮座本記より伊勢内宮・外宮由緒の抄
335	〔漢字字義表〕	-----	-	-	漢文における漢字の字義につき
336	溪雲院前内府様御筆雪玉集御外題	-----	-	-	溪雲院筆の雪玉集外題(1~6)
<b>〔詠草及歌書類〕</b>					
337	〔表紙〕	-----	杜多延之	-	「詠草及歌書類／杜多延之蔵」と記した表紙／裏面に「明治四十四年八月日古反之中ヨリ撰出し貰受置者也／杜多延之記ス」とあり
338	〔詠草(御月次)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「朝春雨」「社頭鶏」
339	〔詠草(公宴御月次)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「杜間月」「月下葛」
340	〔詠草(公宴御会始)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「寄道祝世」(寄はウ冠に奇)
341	〔詠草(公宴重陽)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「对菊契秋」
342	〔詠草(聖廟御法楽)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「山家夢」
343	〔詠草(禁中御会始)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「梅香移柳」

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
344	〔詠草(寛延二年三月十六日御点取)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「山吹」「庭松」
345	〔詠草(公宴御会始)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「幸逢太平代」
346	〔詠草〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「橋苔」
347	〔詠草(院御会始)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「仙家勝趣」
348	〔詠草〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「松延齡友」
349	〔詠草(享保十六年九月十三日幡枝御幸勅題)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「野外明月」
350	〔詠草(御月次)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「経年同恋」
351	〔詠草〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「桃花曝綿」
352	〔詠草(御月次)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「暮春雨」
353	〔詠草(御会始)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「雪消山色静」
354	〔詠草(御月次)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「朧月」「釣漁」
355	〔詠草(享保十一年四月御月次)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「朝氷室」「暮秋恋」
356	〔詠草(霜月十六日当座)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「尋虫声」「暁鹿」
357	〔詠草(享保五年七(力)月廿三日禁裏御会始)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「緑竹年久」
358	〔詠草〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「社頭祝」
359	〔詠草(享保五年重陽)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「菊花満庭」
360	〔詠草(御会始)〕	-----	通貫(愛宕)	-	題:「春到氷解」
361	〔詠草(五月十六日)〕	--・5・16	通祐(愛宕)	-	題:「炭竈煙」「社頭祝」
362	〔詠草〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「若草漸青」「水郷柳」
363	〔詠草(画讃)〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「霧」
364	〔詠草〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「元日」「余寒」
365	〔詠草〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「賭弓」「春日祭」「石清水臨時祭」
366	〔詠草〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「寄夢懐旧」
367	〔詠草〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「草菴夜」「草菴月」「草菴霰」
368	〔詠草〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「新竹」
369	〔詠草(通古卿追慕、通知卿勸進)〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「松」
370	〔詠草(七夕琴)〕	-----	通熙(久世)	-	題:「七夕御会」
371	〔詠草〕	-----	通熙(久世)	-	題:「暁水鶏」「山家杉」
372	〔詠草〕	-----	通典(愛宕)	-	題:「松霜」
373	〔詠草〕	-----	通熙(久世)	-	題なし
374	〔詠草(月次御会)〕	-----	重嗣(庭田)	-	題:「翫桃花」「水辺松」

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
375	〔詠草(御月次)〕	-----	通理(久世)	-	題:「聞霞」
376	〔詠草〕	-----	通典(愛宕)	-	題:「氷初結」
377	〔詠草(御月次)〕	-----	通熙(久世)	-	題:「寒松」「初雪」「浦鶴」
378	〔詠草〕	(天保14)----	通理(久世)	-	題なし
379	〔詠草(①会不詳②-)〕	-----	①通理(久世) ②通理(久世)	-	題:①「秋風」②「興遊日暮」
380	〔詠草(御月次)〕	-----	通根(久世)	-	題:「月前時雨」「落葉滿」「後朝待書」
381	〔詠草(去九日内之御当座勅題)〕	-----	通理(久世)	-	題:「梅盛」
382	〔詠草〕	-----	通理(久世)	-	題:「冬田」
383	〔詠草(内侍所御法楽)〕	-----	通熙(久世)	-	題:「寄菘恋」
384	〔詠草〕	-----	通熙(久世)	-	題:「水上月」
385	〔詠草(三室戸前大納言(能光)八十賀・七十賀)〕	-----	教忠(藤波)	-	題:「鶴千年友」(三室戸前大納言八十賀)「松契於」(七十賀)(※藤波教忠の父藤波光忠の兄弟陳光は三室戸能光の養子)
386	〔詠草〕	-----	通治(梅溪)	-	題:「雪」
387	〔詠草〕	-----	通旭(愛宕)	-	題:「立秋」
388	〔詠草(去五月公宴御月次)〕	-----	通理(久世)	-	題:「橘」「古寺月」「恨」
389	〔詠草(公宴御月次)〕	-----	通理(久世)	-	題:「残雪」「菖蒲」「旧恋」
390	〔詠草(御月次)〕	-----	通理(久世)	-	題:「萩交薄」「虫吟露」「欲顕恋」
391	〔詠草(無上覚院七十賀)〕	-----	通理(久世)	-	題:「鶴契遐年」
392	〔詠草(御月次)〕	-----	通理(久世)	-	題:「寄海恋」
393	〔詠草(鴨社御法楽・賀茂社御法楽)〕	-----	通熙(久世)	-	題:「野外鹿」(鴨社御法楽)「湖上春曙」(賀茂社御法楽)
394	〔詠草〕	-----	通熙(久世)	-	題:「杜子規」「河上氷」
395	〔詠草(①神宮御法楽②去八月延引放生会法楽<中院家>)〕	-----	通熙(久世)	-	題:①「湖月」②「山郭公」
396	〔詠草(①会不詳②放生会法楽<中院家>)〕	①----- ②-----	①通熙(久世) ②通熙(久世)	①-②-	題:①「草花隠水」②「紅葉」
397	〔詠草(去五月公宴御月次)〕	-----	通理(久世)	-	題:「橘」「古寺月」「恨」
398	〔詠草〕	-----	供秀(桜井)	-	題:「朝雪」「浦鶴」
399	〔詠草〕	-----	雅恭(植松)	-	題:「若草漸青」「水郷柳」
400	〔詠草〕	-----	豊仲(五辻)	-	題:「暮秋」「■松」
401	〔詠草(御月次・聖廟御法楽)〕	-----	通理(久世)	-	題:「冬顕恋」(御月次)「寄雪述懐」(聖廟御法楽)
402	〔詠草〕	-----	供秀(桜井)	-	題なし
403	〔詠草〕	-----	兼武(萩原)	-	題:「返書恋」
404	〔詠草〕	-----	供秀(桜井)	-	題なし

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
405	〔詠草〕	-----	隆典(油小路)	-	題:「契経年恋」
406	〔詠草〕	-----	実紀	-	題:「寄松祝」
407	〔詠草〕	-----	貞子	-	題:「櫛薫枕」
408	〔詠草〕	-----	貞子	-	題:「待時鳥」
409	〔詠草〕	-----	氏孝(水無瀬)	-	題:「尋恋」
410	〔詠草〕	-----	■繁	-	題:「寄梅懐旧」
411	〔詠草〕	-----	貞子	-	題:「除寒雪」「春田蛙」「庭新樹」
412	〔詠草〕	-----	ミち子	-	題:「靄契追年」
413	〔詠草〕	-----	ミち子	-	題:「寄雲恋」
414	〔詠草〕	-----	貞子	-	題:「初時雨」「江残鴈」
415	〔詠草〕	-----	信子	-	題:「寄道祝」
416	〔詠草(石清水 [ ])〕	-----	通理(久世)	-	題:「初春霞」
417	〔詠草〕	-----	以長(高辻)	-	題:「寄梅懐旧」
418	〔詠草〕	-----	路子	-	題:「旅宿」
419	〔詠草〕	-----	貞子	-	題:「初春祝君」
420	〔詠草〕	-----	直子	-	題:「山霞」「余寒」「待部公」「初厂」「擗衣」「古寺月」「冬月」「夢中見恋」「田家」「山家水」「山家送年」
421	〔詠草〕	-----	通則(愛宕)	-	題:「扇」
422	〔詠草〕	-----	通祐(愛宕)	-	題:「葵露」
423	〔詠草〕	-----	通熙(久世)	-	題:「芦辺鴈」「寄神祝」
424	〔詠草〕	-----	①常磨②有仲	-	題:①「扇」②「扇」
425	〔詠草〕	-----	①秀文②義(カ) 功	-	題:①「扇」②「扇」
426	〔詠草〕	-----	①重義②通泰	-	題:①「扇」②「扇」
427	〔詠草〕	-----	通致(愛宕)	-	題:「水辺夏月」「寄本結恋」
428	〔詠草〕	-----	通致(愛宕)	-	題:「落葉染瀧」「未見恋」
429	〔詠草〕	-----	通理(久世)	-	題:「雪」
430	〔詠草〕	-----	通致(愛宕)	-	題:「山路蟬」
431	〔詠草〕	-----	季知(三条西)	-	題:「水鳥眠岸」
432	〔詠草(聖廟御 法楽)〕	-----	重嗣(庭田)	-	題:「夏暁月」
433	〔詠草〕	-----	通躬(中院)	-	題:「山雪」「河雪」
434	〔詠草〕	-----	胤子	-	題:「梅風」「柳露」「春月」「春雨」
435	〔詠草〕	-----	胤子	-	題:「野雲雀」
436	〔詠草〕	-----	胤子	-	題:「月前柳」
437	〔詠草〕	-----	秀訓	-	題:「扇」
438	〔詠草〕	-----	善英	-	題:「帰鴈霞消」
439	〔詠草〕	-----	伊(カ)明	-	題:「扇」
440	〔詠草〕	-----	長齡(カ)	-	題:「扇」
441	〔詠草〕	-----	秀経	-	題:「扇」
442	〔詠草〕	-----	豊仲(五辻)	-	題:「梅風」「春祝」
443	〔詠草(賀茂社 御法楽)〕	-----	通理(久世)	-	題:「夕眺望」
444	〔伺書〕	-----	光政(烏丸)	-	吟者につき伺い
445	〔礼紙貼継〕	-----	忠長(桑原)	-	和歌返進の旨述べる礼紙四枚の貼継
446	〔詠草〕	--5・15	真我	-	題:「残月越関」
447	尾州様御哥	-----	-	-	日光山に詣りて詠む和歌
448	御返し	-----	唯趣	-	返歌

No	文書名	作成年月日	差出	宛名	内容
449	〔和歌・文章〕	-----	正剛(一橋御用人中根長十郎)	-	鎌倉にまつわる和歌・文章
450	〔詠草〕	-----	西澁	-	玉簾を詠む和歌
451	〔詠草〕	-----	西澁	-	詠草
452	〔詠草〕	-----	高■	-	題:「襖」「雪」
453	〔詠草〕	-----	善英	-	題:「冬月」「千鳥」
454	〔詠草〕	-----	建通(久我)	-	題:「海辺霞」「花随札」「待郭公」「閑庭薄」「山月明」「行路雪」「忍逢恋」「言(カ)出恋」「田家畑」「寄竹祝」
455	賀 按察使俊清卿六十算	-----	通貫(愛宕)	-	按察使俊清卿の六十歳を賀し詠む詩
456	〔詠草〕	-----	通理(久世)	-	題:「残菊帯霜」「河辺千鳥」
457	〔書状〕	明治42・1・1	波多野蛍光	藤木英顕様	謹賀新年の挨拶
458	〔詠草〕	-----	-	-	題:「青」「黄」「赤」「白」「黒」
459	〔詠草〕	-----	重嗣(庭田)	-	題:「朝霜」
460	〔詠草(窺初)〕	-----	通理(久世)	-	題:「初春」
461	〔公卿経歴書〕	-----	-	-	元禄～享保期の九条輔実ら公卿の経歴
462	〔詠草〕	-----	通理(久世)	-	題:「名所堂」「名所山」
463	〔詠草〕	-----	通清(カ)	-	題:「十三夜月」「月前草花」「雨後月」「松間月」「山家月」「月前竹風」「野経月」「澤辺月」
464	〔書状〕	-----	-	-	詠歌書様につき伺い
465	〔詠草(神影供・水無瀬宮御法楽)〕	-----	通理(久世)	-	題:「春日望山」(神影供)「躑躅」(水無瀬宮御法楽)
466	〔書状〕	-----	-	-	歌学書の差し上げ／大化書御推覧願う
467	〔詠草(窺初)〕	-----	通理(久世)	-	題:「初春」
468	〔詠草(放生会法楽(通知卿勧進))〕	-----	通理(久世)	-	題:「旅行月」
469	二条流御法楽	-----	-	-	二条流御法楽の詠草／題:「暗夜梅」(吉房)「名所梅」(則子)「隣家梅」(鈴子)「依梅待人」(政方)「若木梅」(和明)「津梅」(貞固)「栽梅待鶯」(啓督)「露暖梅開」(昭徳)「野高梅」(克正)「梅契多春」(為庸)
470	〔書状〕	-----	唯趣	愛宕三位殿	和歌の進覧につき
471	〔詠草〕	-----	通理(久世)	-	初卯の日所々の御神に詣でて詠む詩
472	〔詠草〕	-----	東樹	-	題:「土橋長廣にはしめて逢たる折」「穂井田忠友江よみて遣しける」「馬上落葉」「寒月照梅花」「野々口隆正江よみて遣しける」「海上霰」「橋霜」「冬夕嵐」「閑居雪」「霜月はかり宇治川の辺に宿る」「市中隠士」「僧正遍昭」「在原業平」
473	〔漢詩〕	壬寅・---	-	-	「折檄戸諭教化新」より始まる漢詩
474	〔詠草〕	-----	重胤	-	題:「更衣」「麓新樹」「初聞蝉」
475	〔詠草〕	--・3・21	正典	-	題:「春竹契久」「家々翫春」「卯花似月」「独聞水韵」「湖上暁霧」「終夜対月」「山路時雨」「掃雪待友」「寄稻妻恋」「暮林宿鳥」

